

# あいち食の安全・安心推進アクションプランの改訂について

## 1. あいち食の安全・安心推進アクションプランとは

平成 13 年に国内での牛海綿状脳症（BSE）の発生や食品の偽装表示など、食の安全を揺るがす問題が相次いで発生し、消費者の不安が増大した。

こうした問題による県民の不安を解消し、食の安全に対する信頼を回復するため、県は、平成 14 年 9 月に愛知県食の安全・安心推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、推進本部の取り組みの一環として、県が取り組むべき食品安全施策を体系的にとりまとめた行動計画として「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を平成 15 年 9 月に策定した。

## 2. これまでの改訂等

アクションプランについては、食の安全・安心を取り巻く状況の変化に対応するため、平成 18 年 6 月及び平成 24 年 6 月に改訂を行った。

その後 4 年が経過し、食品表示法の施行、愛知県食品衛生条例の改正等への対応が必要となったことから、今回、改訂を行った。

（参考）

### ○ 平成 18 年 6 月の改訂内容

- ・食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進など新たな取り組みを追加
- ・アクション項目を整理・集約し、26 項目から 20 項目に変更
- ・説明内容を簡潔にして写真や絵を掲載
- ・行動計画の具体的目標数値を別冊化

### ○ 平成 24 年 6 月の改訂内容

- ・これまでの取り組み状況の検証を行い、課題に対応
- ・重要性の高まった流通食品の放射性物質検査の実施や生食用食肉取扱施設に対する監視・指導の強化を視点のひとつとして全体を再構築
- ・「視点」の見直し

## 3. 今回の改訂ポイント

- 平成 27 年 4 月 1 日に施行された食品表示法に対応
- 愛知県食品衛生条例の改正内容（HACCP 型衛生管理導入）を反映
- ビーフカツ等不正流通事件を受け、廃棄物処理に関する記載を追加
- BSE 対策の見直しによる検査対象月齢の引上げ内容を反映
- 露店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生など新たな不安要因の出現を考慮（詳細は別添「新旧対照表」のとおり）

## あいち食の安全・安心推進アクションプラン 新旧対照表（主要な項目のみ）

改訂項目	ページ	新	旧
食品表示法関係	p. 25	アクション16 食品表示の調査・監視	アクション16 <u>JAS法を始めとする食品表示の調査・監視</u>
		社会的要請の大きい食品表示の適正化を推進するため、 <u>食品表示法（旧JAS法部分）の遵守状況調査、食品表示110番や食の総合相談窓口の設置及び食品表示法表示監視を行います。</u> 県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、食品表示制度の普及啓発研修会を開催します。	社会的要請の大きい食品表示の適正化を推進するため、 <u>JAS法に基づく食品表示の遵守状況調査、食品表示110番の設置及びJAS法表示監視を行うとともに、県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、食品表示制度の普及啓発研修会を開催します。</u>
HACCP 導入関係	p. 18	● 食品の販売店舗などへの <u>食品表示法(旧JAS法部分)遵守状況調査</u> を実施します。 ● 食品表示110番（電話：052-951-3893）を設置し、食品表示に関する各種情報の提供を受け付けます。 ● 農林水産部職員及び食品衛生監視員による <u>食品表示法表示監視</u> を実施します。 ● 県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、 <u>食品表示法及び景品表示法に基づく食品表示に関する普及啓発研修会</u> を開催します。	● 食品の販売店舗などへの <u>JAS法遵守状況調査</u> を実施します。 ● 食品表示110番（電話：052-951-3893）を設置し、食品表示に関する各種情報の提供を受け付けます。 ● 農林水産部職員に <u>加え食品衛生監視員によるJAS法表示監視</u> を実施します。 ● 県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、 <u>JAS法、食品衛生法、景品表示法に基づく食品表示に関する普及啓発研修会</u> を開催します。
		アクション9 <u>HACCPに基づいた食品営業者の自主管理の推進</u>	アクション9 <u>愛知県版 HACCP 認定制度を始めとする食品営業者の自主管理の推進</u>
廃棄物処理関係	p. 17	(アクション8に追加) <u>また、廃棄した食品が適切に廃棄されず、不正に食品として流通することは、食の安全・安心の観点から、あってはならないことです。</u> <u>そのようなことが起こらないよう、食品事業者に対しては、廃棄物を処理する際は、関係法令に基づき適切に行なうよう指導を行っていきます。</u> ● <u>廃棄処分された食品が不正に流通しないよう、食品事業者に対しては、廃棄物を処理する際は、関係法令に基づき適切に行なうよう指導を行っていきます。</u>	
畜産課等のトレーサビリティシステムへの支援事業等廃止関係	p. 17	アクション8 <u>食品流通における食の安全・安心の確保</u> (アクション名を変更し、畜産課及び園芸農産課の事業を削除するとともに、廃棄物処理に関する指導を記載)	アクション8 <u>農畜産物のトレーサビリティシステムの推進</u>
BSE 関係	p. 11	アクション2 ● 農場段階で発生する <u>48</u> か月齢以上の死亡牛について、BSEの検査を実施します。	アクション2 ● 農場段階で発生する <u>24</u> か月齢以上の死亡牛について、BSEの検査を実施します。
食の不安要因に対する対応関係	p. 21	アクション12 ● 生食用食肉（牛肉）の規格基準が設定されたことから、生食用食肉取扱施設について、監視を行います。 <u>また、牛肝臓及び豚肉（内臓を含む）が生食されることのないよう、監視を行います。</u> ● <u>非許可食品製造施設の届出制度に基づき、施設を把握するとともに、監視指導を行います。</u>	アクション12 ● 生食用食肉（牛肉）の規格基準が設定されたことから、生食用食肉取扱施設について、 <u>重点的に監視</u> を行います。
	p. 28	アクション19 ● <u>「食の安全・安心推進情報サービス」Facebook ページ</u> を開設し、 <u>食の安全・安心に関する情報を定期的に発信</u> します。	